

婚姻届の書き方



婚姻前の氏名を記入します。

窓口で婚姻届と住所異動(転入・転居)を同時に行う場合は、異動後の住所と世帯主氏名を記入します。

現在の本籍地と筆頭者(戸籍の一番はじめに記載されている人)の氏名を記入します。



届出印で捺印を押印します。

同居も結婚式もまだの場合は空けておきます。

該当する箇所にチェックし、再婚の場合は日付を記入します。

届出人署名欄は必ず本人が署名します。署名は婚姻前の氏名で記入します。

婚姻届

平成30年6月1日届出

滋賀県近江八幡市長 殿

受理 第 号	年 月 日	発送 第 号	年 月 日
送付 第 号	年 月 日		
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
附 票	住民票	通 知	

(1) 氏名 (よみかた)	夫になる人	妻になる人																		
	はち まん あき お 氏 名 八幡 秋夫	あ づち はる こ 氏 名 安土 春子																		
(2) 住所 (住民登録をしているところ) (よみかた)	滋賀県近江八幡市 安土町小中1番地8号	滋賀県彦根市 元町4番地2号																		
	はちまん かずあき 世帯主の氏名 八幡 和秋	あづち まさはる 世帯主の氏名 安土 正春																		
(3) 本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	滋賀県近江八幡市 桜宮町236番地	滋賀県彦根市 元町4番地																		
	筆頭者の氏名 八幡 和秋	筆頭者の氏名 安土 正春																		
父母の氏名 父母との続き柄 (他の養父母はその他の欄に書いてください)	父 八幡 和秋 続き柄 母 八幡 秋子 二男	父 安土 正春 続き柄 母 琵琶 春代 長女																		
	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏 新本籍(左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地																			
同居を始めたとき	平成30年1月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)																			
初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (☐死別 ☐離別) 年 月 日 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (☐死別 ☐離別) 年 月 日																			
同居を始める前の夫妻とそれぞれの世帯のおもな仕事と	<table border="1"> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>6. 仕事をしている者のいない世帯</td> </tr> </table>		夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯
夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯																		
夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯																		
夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)																		
夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)																		
夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯																		
夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯																		
夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 03 妻の職業 05																			
その他																				
届出人署名押印	夫 八幡 秋夫 (八幡) 妻 安土 春子 (安土)																			
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先																		
	夫 年 月 日	電話 000 (000) 0000																		
	妻 年 月 日	自宅・勤務先 [] 携帯																		

ここに押印した印鑑で欄外に捺印を押印します。

- 届書は楷書でていねいに記入してください。
- 署名は必ず本人が行ってください。
- 印鑑は朱肉の付くもので、各自別々の印を押印してください(合計4本使用)。
- 訂正が生じた場合は届出印と同じ印鑑で、訂正印を押印してください。
- 消せるボールペンは使用しないでください。
- 不備等があれば連絡することがありますので、届出人署名押印欄の下部に昼間連絡が取れる連絡先(電話番号)を記入してください。
- 届出窓口は、夫妻のうち、どちらかの住所地又は本籍地です。
- 挙式地で届出をされる場合は、届書のその他欄に以下のとおり記載が必要です。
(例:届出地は挙式挙行地である。挙行地の住所「滋賀県近江八幡市〇〇町〇〇番地」)
- 住所の異動を伴う場合、別途転入・転出届が必要です。なお、時間外の住所異動受付はできません。
- 未成年の方が婚姻届を提出される場合は、父母の同意書が必要です。

成人2名の証人の署名・押印が必要です。署名欄は必ず証人本人が署名します。※外国籍の方でも住所が国内にある方は証人になることができます。

証人の方も捺印を押印します。

証人	八幡 千夏 (八幡)	滋賀 冬真 (滋賀)
署名押印	昭和30年8月10日	平成8年1月1日
生年月日	滋賀県東近江市 八日市緑町10番地5号	滋賀県大津市京町 四丁目1番地1号
住所	滋賀県近江八幡市 桜宮町236番地	滋賀県大津市京町 四丁目1番地
本籍		

父母の氏名をフルネームで記入します。養母養父の名はその他欄に記載します。例:養父「〇〇〇〇」

婚姻後に夫婦が称する氏と夫婦の新本籍地をどこに置くのかを記入します。
【氏について】夫の氏を称するときは夫婦の戸籍の筆頭者は夫となり、妻の氏を称する場合は妻が筆頭者となります。
【新本籍について】記入されている地番が存在すれば全国どこでも新本籍を置くことができます。ただし、記入されている地番が存在しない場合は届出人(夫妻)による訂正が必要です(要訂正印)。閉庁時に届出される場合は、地番が存在するか事前に確認されることをお勧めします。

同居前の世帯の主な仕事に該当する箇所にチェックします。

持参していただく物

- ①婚姻届書1通
- ②婚姻届に押印した印鑑(夫妻とも)
- ③本人確認書類(夫妻とも、運転免許証・旅券等)
- ④戸籍謄本(必要な方のみ)
- ⑤父母の同意書(未成年の方のみ)

Q:戸籍謄本の添付が必要な時はどんな時ですか?
A:本籍地が近江八幡市以外の方が近江八幡市で届出をする時です。